



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 パルステック工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 幸博
(コード番号 6894 東証第二部)
問合せ先 取 締 役 坂 倉 茂
(TEL. 053-522-5176)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を下記のとおり改定することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、主な改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 管理部は、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令、定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。
 - (2) 上述の活動概要は、定期的にと取締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) ビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直し、社員の倫理基準をより明確にする。
 - (4) 管理部は、コンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。
 - (5) 監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
 - (6) 管理部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。
 - (7) 管理部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査及び検討する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 経営会議議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
 - (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
 - (3) 上記文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
- (2) 特定の担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として指名するとともに、管理部を統括責任部署とする。
- (3) 管理部は、リスク管理規程に基づいて予め具体的なリスクを想定または分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (4) 監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- (5) 統括責任者は、定期的により上記のリスク管理体制整備の進捗状況を確認するとともに、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の迅速化と効率化を図るため、機能別組織の責任者を取締役とする。技術部を統括管理する取締役、営業部を統括管理する取締役、事業推進室を統括管理する取締役、管理部を統括管理する取締役をそれぞれ配置することにより、取締役会で意思決定した事項を迅速に実施できる体制とする。
- (2) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を指示しその状況を監督する。
- (3) 「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づいた業務の執行を行う。
- (4) 月次で開催する経営会議において、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議する。

5. 当社並びに子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念を統一する。
- (2) 管理部は、子会社の業務執行状況及び会計処理等について総括的な指導と管理を行う。
- (3) 当社グループ内の通報制度を整備し、当社グループ内の役職員から当社の管理部への直接通報を可能にする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。
- (3) 監査役の補助者には、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

7. 取締役、その他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社から成る当社グループの取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他重要事項を監査役に報告する。
- (2) 内部通報制度による通報内容は、監査役に報告する。
- (3) 監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう保護する。

8. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及びその他の監査費用等の処理を求めたとき、

- (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及びその他の監査費用等の処理を求めたときは、管理部において速やかに処理する。

9. 監査役が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査職務執行報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 経理規程並びに関連規程について、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 監査室は、財務報告の信頼性が確保されているかを評価するため、定期的に内部統制システムの監査を行い、必要に応じて是正勧告を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- (1) 当社グループは、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないことを基本とする。
- (2) 反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応する。また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めるものとする。

以上